

エクアドルの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

1 エクアドルの概要

エクアドル共和国（スペイン語では「**República del Ecuador**」。英語では「**Republic of Ecuador**」。以下「エクアドル」²という）は、南米大陸の北西部に位置し、北側はコロンビア、東側と南側はペルーに接し、西側は太平洋に面する共和制国家である。国土の面積は、日本の本州と九州を合わせた程度の広さである。エクアドルの本土は、太平洋岸の亜熱帯低地海岸地帯（コスタ）、中央を南北に縦断するアンデス山脈の山岳地帯（シエラ）及び東部のアマゾン川上流の熱帯雨林地帯（オリエンテ）の3つの地域に分けられる。また、本土から約1000km西には、ガラパゴス諸島（コロン諸島）がある。首都は内陸部にあるキト³であるが、最大の都市は太平洋沿岸部にあるグアヤキルである⁴。

エクアドルの人口は約1780万人であり、国民の約77%はメスティーソ（先住民と白人との混血）、約11%は白人、約7%は先住民、約5%は黒人である。カトリックが国民の85%を占める。原則的な公用語はスペイン語であるが、先住民言語であるケチュア語及びシュワール語等も使用される。法定通貨は米ドルである。

エクアドルの主な産業は、鉱業及び農業である。鉱物資源の中でもとくに重要なものは石油であり、輸出額の約4割を占める。エクアドルは、OPECに加盟していたが、2020年に脱退した。主な農産品は、コーヒー豆、バナナ、カカオ豆等である。

現在のエクアドルのある地域は、16世紀までインカ帝国の支配下にあった。インカ帝国

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「エクアドル」という国名は、首都キトを通る赤道（スペイン語では「**Ecuador terrestre**」）に由来する。

³ 南米諸国連合（UNASUR）の事務局は、キトに置かれている。

⁴ 100年以上前の1918年、野口英世博士は、米国のロックフェラー黄熱病委員会のメンバーとして、まだワクチンの無かった黄熱病の病原体の発見のため、エクアドルに派遣された。野口博士は、エクアドル到着の9日後、黄熱病の病原体を発見したと発表した（但し、後になって、これは黄熱病の病原体ではなく、当該発表内容は誤りであったことが判明している）。上記の発表のニュースは大々的に報道され、エクアドルでは、野口博士の功績が高く評価された。例えば、野口博士の記念切手が発行され、また、野口博士の氏名を冠した学校が設立されている。キトとグアヤキルには、野口博士の銅像や「ノグチ通り」もある。

は1533年にスペインのフランシスコ・ピサロに征服された。その後、エクアドルは、スペインの支配の下、ペルー副王領となり、スペイン軍との戦闘は継続していたが、シモン・ボリーバル率いる独立派等の尽力により、1819年には現在のコロンビア、ベネズエラ、エクアドル、パナマ等を含む「グラン・コロンビア共和国」（大コロンビア共和国）が成立した。その後、1830年に、エクアドルは、分離・独立を達成した。しかし、エクアドルでは、その後も政治的混乱が続き、1976年には軍によるクーデターが発生する等したが、1979年に、軍事政権から民政に移管した。

エクアドルは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、エクアドルが加盟している「アンデス共同体」（CAN）の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス共同体の現在の加盟国は、エクアドル、ペルー、コロンビア及びボリビアの4か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの5か国である。また、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ⁵の6か国であり、準加盟国は、エクアドル、ペルー、コロンビア、チリ、ガイアナ及びスリナムの6か国である。

2 エクアドルの法制度

エクアドルの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。エクアドルの法制度は、ローマ法、原住民インディヘナ法、ナポレオン法典、チリのアンドレス・ベリヨ法典⁶、及び最近のスペイン語圏のラテンアメリカ諸国の法制度の影響を受けている⁷。

エクアドルの主な法源は、憲法、条約、協定、組織法、一般法、地方の規定、命令・規則、布告、指示、合意・決議、その他の公権力の行為・決定等である。エクアドルの法制度は、基本的には、成文化された法令により形作られている。

エクアドルの法律には、組織法と普通法という2つの種類がある。組織法とは、政府機関の組織及び活動並びに基本的人権及び自由の行使を規制するものである。普通法とは、組織法の定義に含まれない全てのものを指す。組織法は普通法に優先する。組織法は、議会の絶

⁵ 但し、ベネズエラは、2016年12月より加盟資格が停止されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>

⁶ アンドレス・ベリヨ（Andres Bello）については、中川和彦著「チリー一八五五年民法典とアンドレス・ベリヨ（一）～（三完）」（『成城法学 45～47号』（成城大学法学会、1993年～1994年）所収）を参照。

⁷ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」（JURIS、2017年）の「Ecuador」1～2頁。

対多数で可決されなければならない⁸。

エクアドルの裁判所における訴訟では、判例も、重要な役割を果たしている。最高裁判所が義務的先例を変更するためには、変更を正当化する法的理由付けで支持され、法廷の全員一致の形式で承認されなければならない。

II 知的財産法全般

エクアドル憲法には、知的財産権に関する2つの規定が含まれている。一つは、「知的財産は、法律で定められた条件に従って認められる。科学、技術、先祖代々受け継がれてきた知恵の分野における集団的知識のあらゆる形態の流用は、禁止される。生物多様性及び農業生物多様性における遺伝資源の流用も、同様に禁止される。」との規定である（322条）。もう一つは、「国家の生物多様性に関連する集団的知識から得られた副産物又は合成物に対する知的財産権を含む権利の付与は、禁止される。」との規定である（402条）。

エクアドルの具体的な知的財産法制度は、基本的に、アンデス共同体の決議及びエクアドルの法律により形作られている⁹。

アンデス共同体の決議には、「共通知的財産制度」（決議第486号）¹⁰、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第351号）¹¹、「新種植物育成者権の保護に関する共通規定」（決議第345号）¹²等がある。アンデス共同体の加盟国においては、アンデス共同体の上記各決議が直接適用されるが、各加盟国では知的財産権に関する各種の法令が制定されている。アンデス共同体の加盟国において特許権や商標権を出願・登録しようとする場合、加盟国ごとに出願・登録を行うことになる¹³。

アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第486号）は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。その主な体系は、表1のとおりである。

表1：アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第486号）の主な体系

第1編 総則		第1条～第13条
第2編 特許	第1章 特許の要件	第14条～第21条

⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ecuador1.html>

⁹ 本稿の執筆にあたっては、「中南米における模倣品対策の制度および運用状況に関する調査」（日本貿易振興機構サンパウロ事務所、2022年）36～51頁等を参照した。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/cs_america/br/ip/pdf/survey_202203.pdf

¹⁰ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec486e.asp>

¹¹ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec351e.asp>

¹² <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec345e.asp>

¹³ カラペト・ホベルト著「コロンビアとペルーから見るアンデス共同体知的財産制度」（『知的財産フォーラム Vol.106』（知的財産研究教育財団、2016年）所収）59～66頁。

	第2章 特許権者	第22条～第24条
	第3章 特許の出願	第25条～第37条
	第4章 出願の手続	第38条～第49条
	第5章 特許により付与される権利	第50条～第58条
	第6章 特許権者の義務	第59条～第60条
	第7章 強制ライセンスの制度	第61条～第69条
	第8章 特許付与後の行為	第70条～第74条
	第9章 特許の無効化	第75条～第79条
	第10章 特許の消滅	第80条
第3編 実用新案		第81条～第85条
第4編 半導体集積回路配置	第1章 定義	第86条
	第2章 半導体集積回路配置の保護の要件	第87条
	第3章 所有権者	第88条
	第4章 登録の出願	第89条～第92条
	第5章 出願の手続	第93条～第96条
	第6章 登録により付与される権利	第97条～第105条
	第7章 ライセンスの制度	第106条～第107条
	第8章 登録の無効化	第108条～第112条
第5編 工業意匠	第1章 保護の要件	第113条～第116条
	第2章 登録の手続	第117条～第127条
	第3章 登録により付与される権利	第128条～第133条
第6編 商標	第1章 登録の要件	第134条～第137条
	第2章 登録の手続	第138条～第151条
	第3章 商標により付与される権利及び制限	第152条～第160条
	第4章 商標のライセンス及び譲渡	第161条～第164条
	第5章 登録の取消	第165条～第170条
	第6章 登録の放棄	第171条
	第7章 登録の無効化	第172条～第173条
	第8章 登録の消滅	第174条
第7編 広告スローガン		第175条～第179条
第8編 団体商標		第180条～第184条
第9編 証明商標		第185条～第189条

第10編 トレード ネーム		第190条～第199条
第11編 ラベル又 はエンブレム		第200条
第12編 地理的表 示	第1章 原産地名称	第201条～第220条
	第2章 原産地表示	第221条～第223条
第13編 著名で識 別力のある標章		第224条～第236条
第14編 所有権主 張行為		第237条
第15編 権利侵害 に対する行為	第1章 所有権者の権利	第238条～第244条
	第2章 暫定措置	第245条～第249条
	第3章 国境措置	第250条～第256条
	第4章 刑事措置	第257条
第16編 産業財産 権に関する不正競 争	第1章 不正競争行為	第258条～第259条
	第2章 営業秘密	第260条～第266条
	第3章 不正競争に対する権利行使	第267条～第269条
最終規定		第270条～第274条
補充規定		第275条～第280条
経過規定		第1条～第3条

また、エクアドルでは、「知識、創造及び革新に関する社会経済基本法」（以下「知的財産基本法」という）¹⁴が制定・施行されており、この中に、知的財産権に関連する多くの規定が含まれている。

エクアドルは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、特許協力条約（PCT）、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家・レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約、盲人・視覚障害者及び読字障害者の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には加盟していない。

¹⁴ エクアドルの「知的財産基本法」の和訳（抄訳）は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ecuador-chitekizaisan-kihon.pdf>

知的財産権に関連するエクアドルの政府機関であるエクアドル知的財産局（Servicio Nacional de Derechos Intelectuales, SENADI）¹⁵は、首都キトに設立され、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の審査、著作権登録等の業務を行っている。

Ⅲ 特許・実用新案

1 要件

「共通知的財産制度」によると、①発見、科学理論及び数学的方法、②自然生物のゲノム又は生殖細胞を含む、自然界の生物、自然生物学的プロセス、自然界に存在し又は孤立している生物学的物質の全体又は一部、③著作権で保護されている、文学作品、芸術作品、及びその他の作品、④知的活動、遊戯、経済事業活動の計画、規則又は方法、⑤コンピュータ・プログラム又はソフトウェアそのもの、⑥情報のプレゼンテーションの方法は、「発明」には該当しない¹⁶。また、「知的財産基本法」によると、①塩、エステル、エーテル、錯体、組合せ及びその他の誘導体を含む、物質の新規な形態、②多形、代謝物、純粋な形態、粒径及び異性体、③既知の物質の使用及び新規な特性若しくは新規な使用又は既知の方法、機械若しくは装置の利用も、「発明」には該当しない¹⁷。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前1年以内に、特許を受ける権利を有する者が、発明を公表した場合等は、新規性を喪失しない。

2 出願

エクアドルは、先願主義を採用している。

エクアドルに居所又は事業拠点を有しない出願人は、エクアドルの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、原則として、スペイン語である。

3 審査

¹⁵ <https://www.derechosintelectuales.gob.ec/>

¹⁶ 本稿における「共通知的財産制度」の記述にあたっては、下記ウェブページに掲載されている和訳を参照した（以下同じ）。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf

¹⁷ 本稿における「知的財産基本法」の記述にあたっては、下記ウェブページに掲載されている和訳を参照した（以下同じ）。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ecuador-chitekizaisan-kihon.pdf>

出願後は、まず方式要件について審査される。

SENADI が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から 2 か月以内（請求により、さらに 2 か月の延長が 1 回だけ可能）に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 18 か月経過後に公開される。出願人は、方式審査が完了しているときは、いつでも、出願の公開を請求することができる。

審査官は、出願人に対し、対応する外国出願における審査結果等の写しを提出するよう要求する通知を発することができる。当該通知を受けた出願人は、期限内に当該写しを審査官に提出しなければならない。

特許出願については、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査も行われる。審査請求制度が採用されており、出願人は出願公開日から 6 か月以内に審査請求を行わなければならない。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知日から 60 日以内に（請求により、さらに 30 日の延長が 1 回だけ可能）、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答する必要がある。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

出願から審査の手続が行われる間、出願人は、常に年金を納付する必要がある。出願を維持するためには、年金の納付が必要である。

出願人は、SENADI による拒絶査定の発行日から 10 業務日以内に、行政基本法に基づき、訴えを起こすことができる。

4 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与査定の通知が発行される。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。

特許権付与後 3 年と特許出願後 4 年のいずれか長い期間において、特許権者が、アンデス共同体のいずれかの加盟国内（エクアドル国内に限らない）で、特許製品の製造又は特許方法の使用を開始していない場合、第三者は、当該特許の強制ライセンスを請求することができる。ちなみに、エクアドルでは、強制ライセンスの付与が実際に認められることが多い。

5 実用新案

実用新案とは、「装置、道具、機器、機構若しくはその他の物又はその何れかの部分のすべての新規な形態、構成又は要素の配置であって、それを組み込んだ物のより良好な又は異なる操作、使用又は製造を可能とし、又はそれが以前に有していなかった実用性、利点又は技術的効果を提供するもの」をいう。特許の保護から除外された方法及び物、並びに彫刻、建築作品、絵画、版画、印刷物又は純粋に美的性質を有するその他の物は、実用新案として保護を受けることはできない。

実用新案登録の出願人は、当該出願につき、発明特許出願又は工業意匠登録出願への変更申請を行うことができる。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 12 か月経過後に公開される。

実用新案の場合も、特許の場合と同様、方式審査の後、実体審査が行われる。審査の結果、実用新案の要件を全て満たしていると判断された場合、出願人に対し、実用新案登録が付与される。

実用新案権の存続期間は、出願日から 10 年である。

IV 意匠

1 要件

工業意匠とは、「物品の特定の外観であって、物品の用途又は目的を変更することなく、一連の線若しくは色彩の組合せ又は平面的若しくは立体的外形、線、輪郭、構成、織り方若しくは材料から生じるもの」をいう。

不登録事由としては、①道徳又は公の秩序を保護するために商業的利用を必然的に阻止しなければならない工業意匠、②技術的秩序の考慮によって又は技術的機能を果たすために本質的に決定付けられた外観を有し、創作者の任意の寄与を包含しない工業意匠等がある。

2 出願

エクアドルでは、先願主義を採用している。

エクアドルに居所又は事業拠点を有しない出願人は、エクアドルの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、原則として、スペイン語である。

3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

SENADI が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、期限内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補

正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、公開される。利害関係人は、出願公開から 30 日以内に、異議申立てをすることができる。異議申立てにおいて新規性欠如が主張された場合、又は職権により明らかに新規性欠如が認められる場合、実体審査が行われる。

新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた意匠は、新規性を喪失する。

出願人は、SENADI による拒絶査定が発行日から 10 業務日以内に、行政基本法に基づき、訴えを起こすことができる。

4 登録

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠登録査定のお知らせが発行される。

意匠権の存続期間は、出願日から 10 年である。意匠権の存続期間の更新は、認められない。

V 商標

1 要件

「商標」とは、市場において商品・役務を区分することができる標章で、視覚的に表示可能なものをいう。商標の対象となるものとしては、①単語又は単語の組み合わせ、②画像、図形、符号、グラフィック、ロゴ、モノグラム、肖像画、ラベル、記章及びバッジ、③音、匂い及び味、④文字及び数字、⑤形状によって区切られた色彩又は色彩の組合せ、⑥商品、その容器又は包装の形状、⑦触覚によって知覚可能な凹凸及び質感、⑧アニメーション、ジェスチャー及び一連の動き、⑨ホログラム、⑩上記標章又は手段のいずれかの組み合わせが挙げられる。団体商標及び証明商標も認められている。

2 出願

エクアドルは、先願主義を採用している。

エクアドルに居所又は事業拠点を有しない出願人は、エクアドルの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、原則として、スペイン語である。

商品分類については、実務上、ニース国際分類が採用されている。

エクアドルは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟していないことに留意が必要である。

3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。方式要件を満たす出願は、公開される。利害関係人は、出願公開から 30 日以内に、異議申立てをすることができる。異議申立てが行われた場合、出願人は 30 日以内に応答しなければならない。その後、登録の可否が決定される。異議申立てが行われなかった場合、実体審査が行われ、登録の可否が決定される。

実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、一般名称のみからなること等）及び相対的不登録事由（第三者の先行商標と同一又は類似の商標であり同一又は混同を引き起こす商品・役務であること等）について行われる。また、登録が悪意で又は不正競争行為のために出願されたと推論することができる合理的な兆候が認められる場合、当該登録は拒絶される。

出願された商標が不登録事由等に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。

出願人は、SENADI による拒絶査定の発行日から 10 業務日以内に、行政基本法に基づき、訴えを起すことができる。

4 登録

商標権の存続期間は、登録日から 10 年であり、10 年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前 6 か月以内に行わなければならない。

出願時には、出願人は、当該商標の使用義務を負わない。しかし、登録後、正当な理由なく、アンデス共同体のいずれかの加盟国内（エクアドル国内に限らない）で、登録商標が継続して 3 年以上使用されていない場合、第三者は、当該商標登録の取消しを請求することができる。

VI 著作権

著作権に関する法制度は、アンデス共同体の「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第 351 号）及びエクアドルの「知的財産基本法」等において規定されている。

エクアドルにおいて著作権の保護対象となる著作物は、文学、芸術又は科学というように全ての分野の知的創作物が保護対象とされており、複製される媒体の種類には関わらない。

エクアドルはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はエクアドルでも保護される。

著作権には、財産的著作権及び著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権、撤回

権)が含まれる。また、著作隣接権も認められている。

エクアドルの「知的財産基本法」によると、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡後70年間、法人著作の場合は公表後70年間、保護される。

エクアドルでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。エクアドルには、任意の著作権登録の制度が存在する。SENADIに任意で著作権登録を行えば、著作権侵害紛争において、一応の証拠として使用できるというメリットがある。SENADIへの著作権登録申請は、オンラインで申請フォームに入力することにより可能である。

Ⅶ 営業秘密

「共通知的財産制度」によると、「営業秘密」とは、「自然人又は法人が合法的に保持している、生産上、産業上又は商業上の活動において使用され、第三者への伝達が可能で未公開の情報」であって、以下に該当するものをいう。①全体的に、又はその要素の正確な構成及び組み合わせにおいて、当該情報を通常取り扱う業界の者にあまり知られておらず、容易に入手できない秘密であること、②その秘密性に商業上の価値があること、及び③それを秘密にしておくために、正当な権利者側につき、妥当な手段の対象とされることである。

営業秘密侵害行為としては、①契約上又は雇用関係から発生した守秘義務の対象となっている営業秘密を、正当な権利者の許可なしに利用すること、②自己又は第三者の利益を確保するため、又は権利者に不利益を与えるために、権利者の許可なしに、上記営業秘密について伝達又は公開すること、③法令又は適切な商取引慣行に反する手段によって営業秘密を入手すること、④上記手段によって入手した営業秘密を利用、伝達、又は公開すること等が挙げられる。営業秘密の入手が、産業スパイ活動、契約又はその他の義務の不履行、信頼を裏切る行為、背信行為、忠実義務の不履行、又はこれらのいずれかの行為に他者を従事させたことによるものである場合は、「適切な商取引慣行に反する手段によって営業秘密を入手」したものとみなされる。

Ⅷ エンフォースメント

1 総説

エクアドルにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段、民事的手段、刑事的手段及び税関での差止がある。

2 行政的手段

エクアドルでは、産業財産権の侵害があった場合、所轄行政当局に知的財産権侵害行為の

行政取締りの申立てを行うことが可能である。

エクアドルの「知的財産基本法」によると、所轄行政当局は、①検査、②情報の請求(被疑侵害者の管理又は所有下にある書類又は物件の提出を命じること等)、③知的財産権侵害に対する制裁、及び④その他の予防措置をとることができる(560条)。予防措置としては、①被疑侵害行為の差止、②容器、包装、ラベル、印刷物若しくは広告物又はその他の材料並びに被疑侵害行為を実行するために使用された主要な物資及び手段を含め、侵害とされる行為から得られた商品の商業ルートからの除去、③保護されたコンテンツのデジタル手段による公衆への伝達の停止、④被疑侵害行為に起因するウェブポータルサービスの停止、⑤商品、材料及び手段の輸入又は輸出の停止、⑥被疑侵害行為の継続又は反復を防止するために必要な場合、施設の一時的閉鎖がある。また、上記のいずれの措置も十分でない場合、知的財産権者及び被疑侵害者の正当な利害関係を考慮して、侵害の実行の中止を目的とする他の合理的な措置を請求することができる。

3 民事的手段

知的財産権者は、被疑侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償等を請求するために、裁判所に民事訴訟を提起することができる。

エクアドルの民事訴訟法典は、もともとは1987年5月18日に施行された。以来、幾度もの改正を受けており、最近では、2005年、2011年に改正されている。そして、2016年に施行された一般手続法典¹⁸が、民事訴訟法典に取って代わった。

エクアドルでは、三審制が採られている。通常事件の第一審は1名の裁判官により審理される。控訴審は県裁判所で3名の合議体により審理される。上告審は最高裁判所で3名の合議体により審理される。通常の訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。エクアドルの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。訴訟の他に、代替的紛争解決手段(ADR)として、調停及び仲裁も利用される。

また、アンデス共同体の決議の解釈が争点となるような法的紛争は、アンデス司法裁判所に訴訟提起することができる。アンデス司法裁判所は、エクアドルのキトにあり、4名の裁判官により構成される。アンデス司法裁判所には、アンデス共同体の各加盟国の特許庁の審決に対する法的紛争が持ち込まれることが多く、2007年に当該裁判所が取り扱った訴訟事件のうち、商標関連が87%、特許関連が8%であった¹⁹。

4 刑事的手段

¹⁸ 2016年一般手続法典は、下記ウェブサイトに掲載されている。

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/18922>

¹⁹ カラペト・前掲書 60～61頁。

知的財産権を侵害された権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察庁に刑事告訴を行うことができる（理論上は非親告罪であるが、実際には、権利者による告訴が必要である）。このような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、エクアドルにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、慎重に検討する必要がある。

5 税関での差止

商標権者及び著作権者にとっては、被疑侵害物品の税関での差止も有効な手段であるといえる。税関での差止は、SENADI 及びエクアドル税関庁（Servicio Nacional de Aduanas del Ecuador, SENAЕ）が協力して実施する。エクアドルの「知的財産基本法」によると、税関は、輸入又は輸出されようとしている被疑侵害物品を発見した場合、権利者からの申立てに基づき、又は職権により、通関手続を暫時停止し、輸入者、商標権者又は著作権者、及び SENADI に通知する。税関での差止を請求する者は、税関に対し、必要な情報及び被疑侵害物品の詳細かつ正確な説明を提供しなければならない。税関による差止措置は、十分な証拠の提示及び被疑侵害行為の詳細な説明があったときに限り、行われる。税関は、差止措置を命じるために、輸入者又は輸出者を保護し、起こり得る権利の濫用を防止することを可能とする保証金又は保証の提供を、権利者に対し要求することができる。商業的規模を有しない輸入品又は輸出品、及び重要でない輸入品又は輸出品（例えば、商業的性質を有しない、旅行者の個人的荷物又は小口貨物として発送される少量の物品）に関しては、税関による差止措置を行うことができないものとされている。税関は、知的所有権侵害があったと決定した場合、侵害者に対し、理由を付した決定書により、侵害の性質及び対応する規則に定められた基準に応じて、統一基本賃金の 1.5 倍から 142 倍までの罰金の制裁を科する。通関手続の停止の通知日から起算して 10 営業日以内に、権利者が行政差止訴訟、民事訴訟又は刑事手続の提起をしない場合、又は税関が停止を延長しない場合は、差止措置は停止され、留置された物品は解放される。

IX おわりに

以上、エクアドルの知的財産法制度の概要を紹介したが、エクアドルの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、エクアドルの知的財産に関する法令は、スペイン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。

しかし、石油等の鉱物資源やコーヒー豆・バナナ・カカオ豆等の農産物を産するエクアド

ルの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、エクアドルの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.16244』（経済産業調査会、2024年、原題は「世界の知的財産法 第59回エクアドル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。